

第 5 回 渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成 1 6 年 2 月 2 4 日 (火) 午後 2 時 ~
場 所 渋川市民会館 小ホール

渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橘村

第5回渋川地区市町村任意合併協議会

日 時 平成16年2月24日(火) 午後2時～
場 所 渋川市民会館 小ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 協議事項
 - 【継続協議】
 - 議案第13号 協議項目7 「地方税の取扱いに関する事」・・・1
 - 【新規協議】
 - 議案第20号 渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程・・・3
 - 議案第21号 協議項目10 「町名、字名の取扱いに関する事」・・・9
 - 議案第22号 協議項目14 「条例、規則等の取扱いに関する事」・・・11
 - 議案第23号 協議項目22 「介護保険事業の取扱いに関する事」・・・13
 - 議案第24号 協議項目23 「消防団の取扱いに関する事」・・・15
 - 議案第25号 協議項目24-3 「納税関係の取扱い」・・・17
 - 議案第26号 協議項目24-6 「広報広聴の取扱い」・・・19
 - 議案第27号 「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事」に係る協議方法
について・・・21
- 4 その他
 - (1) 渋川地区市町村新市建設計画策定に関する住民意識調査中間報告・・・25
 - (2) 次回会議の協議項目について・・・25
 - (3) 次回会議日程について・・・27
- 5 閉 会

協議項目7 「地方税の取扱いに関する事」

協議項目7 「地方税の取扱いに関する事」について、次のとおり定める。

平成16年1月28日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

地方税の取扱い

8 都市計画税

- (1) 税率については、渋川市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。
- (2) 納期については、固定資産税の納期による。

(注) 協議の結果、調整方針を別紙のとおり修正して承認された。

別 紙

協議項目 7 「地方税の取扱いに関すること」

8 都市計画税

- (1) 税率については、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とし、それ以降の税率については、新市において調整する。
- (2) 納期については、固定資産税の納期による。

議案第20号

渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成16年2月24日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村任意合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行う。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員の中から指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

(会議の運営)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(関係者等の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(表決)

第8条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって決する。

(会議録)

第9条 委員長は、開催の日時、場所、出席者の氏名、会議事項及び会議経過を記載した会議録を調製するものとする。

(傍聴)

第10条 渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程第5条、6条、7条及び8条を準用する。この場合において、同条中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(報告)

第11条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果を、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第 12 条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 2 月 24 日から施行する。

小委員会設置の基本的方針

1 設置・趣旨

合併協議項目のうち協議会から付託された事項について、個別に小委員会を設置し、集中的、継続的に審議調査を行い、ある程度の方向性を絞り込み、協議会で最終判断を行うことを目的とする。

2 小委員会の委員構成及び選出の方法

(1) 各小委員会の構成委員数は21名以内とし、各市町村から2名以上を選出する。

(2) 小委員会の構成委員は、会長及び規約第8条第1項1号委員を除く委員の中から、会長が副会長と協議のうえ指名し、協議会に報告するものとする。

3 小委員会への付託事項

(1) 小委員会への付託事項は、会長が協議会に諮り、これを定める。

(2) 前項の決定を得た協議会終了後、第1回小委員会を開催し、正副委員長を互選するとともに、協議会から付託された事項について、調査、審議等を開始する。

4 協議会への報告

小委員会の委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果を随時、協議会に報告する。

5 会議の公開

小委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、委員長は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に著しい支障が生ずると認められる場合には、あらかじめ会議に諮り会議を公開しないことができる。

議案第 2 1 号

協議項目 1 0 「町名、字名の取扱いに関すること」

協議項目 1 0 「町名、字名の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 2 月 2 4 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

町名、字名の取扱い

- 1 字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 字の名称については、現行の字名を基本に合併時まで調整する。

議案第 2 2 号

協議項目 1 4 「条例、規則等の取扱いに関すること」

協議項目 1 4 「条例、規則等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 2 月 2 4 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

条例、規則等の取扱い

条例、規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備する。

協議項目 22 「介護保険事業の取扱いに関すること」

協議項目 22 「介護保険事業の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 16 年 2 月 24 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険事業計画については、現行のとおりとする。
なお、次期介護保険事業計画(平成 18 年度～22 年度)については、合併時まで速やかに策定体制等を調整し、新市において策定する。
- 2 介護保険料及び保険料減免制度については、合併時は現行のとおりとし、次期計画を踏まえ、平成 18 年度から同一のものを適用する。
なお、納期については、国民健康保険税の納期による。
- 3 社会福祉法人等による利用者負担軽減措置については、合併時に 5 町村の例により統一する。
- 4 介護認定審査会については、合併時に調整する。

協議項目 23 「消防団の取扱いに関する事」

協議項目 23 「消防団の取扱いに関する事」について、次のとおり定める。

平成 16 年 2 月 24 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会 長 木 暮 治 一

消防団の取扱い

- 1 消防団は、合併時に統合する。
- 2 分団の組織等は、現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。

協議項目24-3「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち「納税関係の取扱い」

協議項目24-3「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、「納税関係の取扱い」について、次のとおり定める。

平成16年2月24日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち「納税関係の取扱い」

- 1 納税組合報奨金、優良納税組合表彰については、合併時まで廃止する方向で調整する。
- 2 口座振替金融機関等及び口座振替手数料については、合併時に調整する。
- 3 市町村税等の収納及び徴収体制については、合併時に新たな体制に調整する。

協議項目24-6「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち「広報広聴の取扱い」

協議項目24-6「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、「広報広聴の取扱い」について、次のとおり定める。

平成16年2月24日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち「広報広聴の取扱い」

- 1 広報紙の発行については、渋川市の例による。ただし、「市勢要覧」、「グラフしぶかわ」、「ふるさと通信」、「市民便利帳」及び「ホームページ」については、新市において検討する。
- 2 住民の声制度については、新市において調整する。
- 3 表彰制度については、新市において調整する。

「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事」に係る協議方法について

「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事」に係る協議方法について、次のとおり提出する。

平成 16 年 2 月 24 日提出

渋川地区市町村任意合併協議会
会長 木暮 治一

「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事」については、次の 3 案のうちいずれかの方法により協議し決定する。

- 1 小委員会を設置して協議する。
委員構成 3号委員・・・各市町村 1 名
4号委員・・・ " } 計 13 名
5号委員・・・ 1 名
- 2 議長連絡会あるいは 3 号委員連絡会等で協議する。
委員構成 各市町村 3 号委員 18 名 } 計 21 名
5号委員 3 名
- 3 第三者機関を設置して協議する。
委員構成 住民代表 } 計 10 ~ 15 名程度
学識経験者
各種団体代表者等

(注) 第 4 案として、1 案の 5 号委員を 3 名とし、計 15 名の小委員会とする動議が提出され、第 4 案が採択された。

「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」に係る
協議方法について

【協議組織案】

- 1 小委員会を設置して協議する。
 - (1)規程 協議会規約第 11 条に基づく小委員会設置規程の承認
 - (2)構成案 3号委員・・・各市町村 1名
4号委員・・・ " } 計 13名
5号委員・・・ 1名

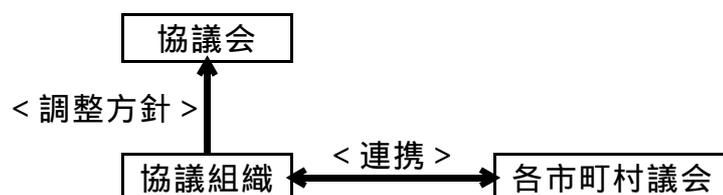
- 2 議長連絡会あるいは 3号委員連絡会等で協議する。
 - (1)規程 設置要綱等の承認
 - (2)構成案 各市町村 3号委員 18名 } 計 21名
5号委員 3名

- 3 第三者機関を設置して協議する。
 - (1)規程 設置要綱等の承認
 - (2)構成案 住民代表 } 計 10 ~ 15 名程度
学識経験者
各種団体代表者等

【協議組織の役割】

- 1 協議事項
 - (1)新市の議員の定数
 - (2)特例措置の適用の可否
 - (3)特例措置適用の場合の選択及び内容
 - (4)選挙区の設置の可否
 - (5)議員報酬等

- 2 協議会等との関わり



4 その他

(1) 渋川地区市町村新市建設計画策定に関する住民意識調査中間報告

(2) 次回会議の協議項目について

協議項目6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事

新設合併の場合、合併関係市町村のすべての委員が身分を失うことになるのが原則です。

しかし、委員の定数や任期等に関しては、合併特例法及び農業委員会等に関する法律に特例措置が定められています。

この特例措置を適用するか否か、適用する場合は、その方法を協議会で協議することになります。

協議項目21 国民健康保険事業の取扱いに関する事

合併関係市町村の間で、国民健康保険制度が異なっている場合は、不均一課税の適用もできますが、当該制度の趣旨からなるべく早く統一していくことが必要なことから、その取扱いを協議会で協議することになります。

協議項目24-1 自治会・行政連絡機構の取扱い

自治会、区長会などの制度や職務について協議します。

協議項目24-2 消防・防災関係の取扱い

防犯灯や防災無線の設置などについて協議します。

協議項目24-4 姉妹都市、国際交流等の取扱い

姉妹都市や国際交流等の取扱いについて協議します。

協議項目24-5 電算システムの取扱い

いろいろな事務に係る電算システムについて協議します。

協議項目24-8 保健衛生事業の取扱い

成人検診や母子保健などについて協議します。

協議項目24-12 各種福祉制度の取扱い

高齢者、障害者及び児童に関する各種福祉制度について協議します。

協議項目24-13 保育料の取扱い

保育所の保育料の取扱いについて協議します。

(3) 次回会議日程について

日 時 平成16年3月30日(火) 午後2時～

場 所 渋川市民会館 小ホール